環境省告示 第

号

基

こづき、

同

. 条

第

項

第

号に

掲げ

る書

類

であっ

てその作成

の

根

は

地

方公共団

体

に

係

る

行

政

環 境 影 響 評 価 法 の — 部を改正する法律 (平成二十三年法律第二十七号) 拠が条例又 附 則第六条第二項 の 規定 に

指 導等で あ る も の を次 の ように 指 定し た の で、 同条第三項 の 規定に 基づき、 告 示 する。

平 成二十四年 十月 日

環 境大臣 細野 豪志

計 画 段 階 配 慮 事 項 に つ しし ての検討 その 他 の 手続 に 係る書 類 の 指定)

第 条 環 境 影 響 評 価 法 の 部 を 改 正する 法 律 以 下 _ 改 正 法 とり う。 附 則 第 六 条 第 項 第 号

に 掲 げ る 書 類 で あっ てその 作 成 の 根 拠 が 条 例 又は 地 方公共団 体 に . 係 る行 政指 ,導等で ある も の は 次

に 掲 げ るとおりとする。

茨 城 県環境 配慮システ ム推進要綱(平成十六年一月二十三日制定)第五条の規定により作 . 成 さ

れ た 環 境 配 慮 検 討 書

埼 玉 県 戦 略 的 環 境 影 響 評 価 実 施 要綱 平 成十四年三月二十七日知事 ,決裁) 第十二 条 の 規 定 に ょ

IJ 作 成 さ れ た 戦 略 的 環 境 影 響 評 価 報 告 書

 \equiv 千 · 葉 県 画 段 階 環 境 影 響 評 価 実 施 要 綱 平 成二十年三月三十一日制定) 第五条 の規 定により作

成 され た計画段階 環境配 慮検討 書

四 環 境 配 慮評価システム実施要綱(平成十四年三月二十八日神奈川県環境農政部長決裁 第五条

の 規 定 に より 作 成 さ れ た 環 境 配 慮 検 討 書

五 仙 台 市 環 境 調 整 シ ステ ム 実 施 要 綱 平 成十二年 九月二十 九 日市 長 決 裁。 以下「 仙 台 市 要 綱 لح

L١ う。 第 四 [条第 項 の 規定 に ょ IJ 作 成 さ れ た 構 想 段階 環 境 配 慮 検 討 書 仙 台 市 要 綱 第 四 条 第 兀

項 の 規定に ょ る書 類 が 作 成され て しり な 61 場 合に 限 る。

六 仙 台市 要綱 第四条第四 項 の規定 に ょ IJ 作 :成さ 'n た構想段階環境配 慮方針報告書

七]|| 崎 市 環 境 影響 評 価 に 関す うる 条例 平 成十一年十二月二十四日条例 第四十八号) 第八条 の 規定

に ょ IJ 作 成 さ れ た 環 境 配 慮 計 画 書

八 堺 市 環 境 影 響 評 価 条 例 平 成十八年十二月二十二日条例第七十八号) 第八条の 規定 に より 作成

さ れ た事前 配 慮 計 画 書